
「振り込め詐欺」に注意！

○県内では「息子」になりすまして、指定された口座に現金を振り込ませる手口の「振り込め詐欺」が多発しています。不審電話がかかってきたら、必ず家族や警察に相談してください。

＜詐欺電話の特徴＞

- ① 被害者の息子を実名で名乗る（「オレオレ」と言う場合もある）。
- ② 「風邪をひいて声がおかしい。声がかれた。扁桃腺炎でのどが痛い」と言う。
- ③ 「携帯電話が壊れた（落とした）ので番号が変わった」と言う。
- ④ 「女性を妊娠させた。中絶費用と慰謝料が必要。すぐに指定口座に100万円振り込んでほしい」と言う。
- ⑤ 数時間後、または翌日、再度犯人から連絡が入る。

＜不審電話を受けたときの対応＞

- ① 相手に、生年月日や家族の名前など家族しか知らないことを尋ねる。
- ② 「携帯電話の番号が変わった」と言われても、必ず以前から知って（登録して）いる電話番号にかけて本人に確認する。
- ③ 必ず家族や警察に相談する（110番通報でも可能）。

有害サイトから、子どもを守りましょう！

携帯電話等のフィルタリングサービスの活用を！

○入学・進学シーズンの4月、子ども用に携帯電話を購入された方も多いのではないのでしょうか。携帯電話は、子どもの安全を守るために活用できる一方、携帯電話でインターネットを利用した子どもたちの被害が増えています。

○大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）が受け付けた苦情相談では、出会い系サイトにアクセスし、知らない人から来たメールに返信してトラブルに巻き込まれた事例や、ゲームをしていたらアダルトサイトにつながり、高額な利用料を請求された事例などが保護者から多く寄せられています。

○携帯電話の契約や、子どもの利用に際しては、次のことに注意しましょう。

- ・フィルタリングサービス（※1）を活用しましょう。2009年4月から「有害サイト規制法（※2）」が施行され、18歳未満の子どもが使用する携帯電話の契約では、その保護者からの申出がない限り、有害情報フィルタリングサービスの利用が義務付けられています。
- ・携帯電話等の使い方を親子でよく話し合いましょう。出会い系などの有害サイトにアクセスしないこと、困ったことがあったらすぐに保護者に相談すること、などのルールを

5月は消費者月間です！

テーマ「広げよう つながる安心 地域から」

私たち消費者を狙った悪質商法やインターネット取引によるトラブルなど、消費者被害は依然として後を絶ちません。こうした中、消費者トラブルを防止するため、消費生活相談の利用を促す取組を実施する他、地域の人々の見守りや支え合いの大切さも踏まえ、県民の皆さんが安心して暮らすことができるよう生活に役立つ情報提供や消費者啓発に関する事業を行います。

◎消費者月間とは…

消費者の利益を守り、これを増進することを目的に昭和43年5月30日に「消費者保護基本法（現消費者基本法）」が制定されました。昭和63年には基本法制定20周年を記念して、毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者問題に関する啓発・教育などの各種事業を行っています。

～「消費者月間」関連事業～

(1) 街頭キャンペーン（チラシ、啓発物品配布）

開催日時：5月8日（火）13：30～14：00

開催場所：大分市トキ八前、ガレリア竹町入口

(2) 横断幕の掲出

掲出期間：5月1日（火）～5月31日（木）

掲出場所：県庁舎屋上、大分市立大道小学校前歩道橋

(3) アイネス消費者ウィーク2012

開催日：5月27日（日）～6月2日（土）

開催場所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

主な行事：◎講演「人はなぜだまされるのか」

講師：東京大学名誉教授 養老孟司氏

◎消費者グループによるワークショップ（8団体）

「若さ！健やかさ！得する漢方薬の正しい知識！」

「昔ながらの伝統食を見直そう！ ～麴・米粉を使った料理～」

「自然エネルギーでECO生活 ～地球に優しく～」

「エンディングノートを書いてみよう！」 ほか

◎親子実験教室「かんたんアイスクリームづくり～食品表示を学ぼう～」

◎講座「振り込め詐欺の現状」、「ネットトラブルに注意！ ～ネット

・スマホの安全な使い方～」ほか

◎映画上映「インサイド・ジョブ 世界不況の知られざる真実」

“アイネス消費者ウィーク2012”を開催します！

5月の消費者月間にちなみ、県民の皆さんに消費者問題への関心や理解を深めていただくため、“アイネス消費者ウィーク2012”を開催します。知って安心の情報が盛りだくさん！暮らしに役立つ講座やワークショップが行われます。この機会にぜひお出かけください。

- ・テーマ 「広げよう つながる安心 地域から」
- ・期間 平成24年5月27日（日）～6月2日（土）
- ・場所 大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/syohisyaweek2012.html>

※講演会及び親子実験教室は、定員に達しましたので、受付を終了しました。

～主な行事～

◎ワークショップ

- 「若さ！健やかさ！得する漢方薬の正しい知識！」
- 「住まいの家具のリ・ユース（再利用）」
- 「昔ながらの伝統食を見直そう！ ～麴・米粉を使った料理～」
- 「衣類に対する価値観の『今』と『昔』」
- 「エンディングノートを書いてみよう！」
- 「安全で健康な食生活！ ～ゆふいん合鴨米とコミレスで元気に～」
- 「色でイキイキ 暮らしに活かす色の楽しみ方」
- 「自然エネルギーでE C O生活 ～地球に優しく～」
- 「おいしく食べて知る！ 安心安全のこだわり」

◎講座

- 「製品事故にあわないために！」
- 「知ればカンタン！『消費者力』 ～法律の使い方～」
- 「振り込め詐欺の現状」
- 「ネットトラブルにご注意！」

◎映画上映

「インサイド・ジョブ ～世界不況の知られざる真実～」

◎相談

「くらしの相談」

◎活動パネル展

【消費者庁の情報】

○子どもを事故から守る！ プロジェクト

<http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php>

◇◇◇ アイネス消費生活情報 No.066 2012.06.19 ◇◇◇

消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

「消費生活専門相談員」の資格取得にチャレンジしませんか！（受講者募集のお知らせ）

県では、悪質商法や商品事故の苦情など消費者トラブルの解決を手助けする「消費生活専門相談員」の資格取得を目指す方を支援する講座を開催します。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/jukousyabosyu.html>

※本講座は、消費生活専門相談員の資格取得や就職を保証するものではありません。

- ◎受講料 無料（県の規程による交通費を支給します。）
- ◎日 時 7月12日・19日・26日、8月6日・17日・23日、9月3日・4日
（座学研修・全8回）10：00～15：00、通信教育（全3回）
- ◎会 場 大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）2階会議室
- ◎対象者 次のいずれにも該当する方
 - （1）県内在住の方
 - （2）全講義を受講できる方
 - （3）消費生活専門相談員資格認定試験〔9月29日実施〕を受験する方
- ◎定 員 30名（応募者多数の場合は、応募動機等により書類選考します。）
- ◎申込先 〔業務委託先〕（株）東京リーガルマインド大分本校
電話：097-540-5801
- ◎申込期限 6月30日（日）

☆消費生活専門相談員資格認定制度について（国民生活センター）

<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

【県民生活・男女共同参画課の情報】

○振り込め詐欺撲滅を！！ シンボルマーク・標語を募集中！（応募締切：7月10日）

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/hurikomesagi.html>

○外部の労働者からの公益通報受付体制について（公益通報者保護制度）

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/kouekituuhoh.html>

【消費者庁の情報】

○健康食品を勧める悪質な電話勧誘にご注意を！！（6月15日公表資料）

<http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m02>

○健康や栄養に関する表示の制度について

<http://www.caa.go.jp/foods/index4.html#m06>

○消費者教育ポータルサイト（試行版）

○夏休み親子くらしの実験教室「乾電池を作ってみよう」参加者募集！

小学生とその保護者を対象に、「手作り乾電池教室」を開催します。夏休みの1日、身近な日用品を使って乾電池を作りながら、環境対策で注目される電池について、楽しく学んでみませんか？

◎対象者：小学生とその保護者 15組

◎日 時：7月25日（水）13時30分～15時30分

◎場 所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス） 1階 講座実験室

◎受講料：無料

◎持参物：筆記用具、色鉛筆（汚れてもよい服装でおいでください。）

◎応募方法：7月20日までに、電話、Fax、メールでお申し込みください。

先着順に受け付け、定員に達して受講できない場合のみ連絡します。

◎その他：無料託児サービス行います。

（託児は1歳以上就学前のお子様で、人数に制限があります。）

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/2407natuyasumijikken.html>

〔お問い合わせ先〕電話：097-534-4034

○未公開株購入の勧誘にご注意！（金融庁）

新規公開株の人気上昇に伴い、「上場間近」、「値上がり確実」、「貴方だけに特別に譲渡します」などと称して未公開株の購入を勧められ、購入したものの、「発行会社に問い合わせると、上場の予定はないと言われた」、「株券が届かない」といった相談が増えています。

未公開株の販売等を行うことができるのは、当該未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られますので、その他の者からの勧誘については十分ご注意下さい。

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/mikoukai/index.html>

*投資商品等に関する利用者からの相談事例等とアドバイス等

<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/advice03.html>

○旧:壽屋、桜デパート、アツマヤ百貨店の商品券をお持ちの皆様へ

旧株式会社壽屋(寿屋、現株式会社Ktb)、桜デパート、アツマヤ百貨店が発行した商品券をお持ちの方は、資金決済に関する法律に基づき、同社が供託している発行保証金から還付を受けることができます。

○扇風機やエアコンの発火・発煙にご注意を！

久しぶりに使う扇風機やエアコンの発火事故が多発しています。

*10年以上使用している扇風機は、異常があればすぐに使用を中止してください。

*エアコンの室内機や室外機に、異常を感じた場合は、すぐに使用を中止してください。

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201107/1.html>

★製品事故に遭わないために（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/defend.html

○“サクラサイト商法”の手口とは？ こんなメール届いていませんか？

・メールアドレスに直接届く広告メール、SNSサイトへのメッセージの書き込み

・内職・副業のサイト、懸賞・占いサイトに登録した後に届くメール

*こういうメールが届いたら要注意！ お金を支払う前に相談しましょう！

★詐欺的“サクラサイト商法”トラブルについて（国民生活センター）

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sakurasite.html

【内閣府の情報（政府インターネットテレビ）】

○徳光&木佐の知りたいニッポン！ 夏のレジャーに潜む危険 身近な製品の危険性

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg6417.html>

○つけない！増やさない！やっつける！ 家族と自分を食中毒から守る予防法

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg6419.html>

○振り込め詐欺にご用心・・・新たな手口からあなたを守る対策法

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg6342.html>

【消費者庁の情報】

○子どもを事故から守る！プロジェクト 「子ども安全メール from 消費者庁」

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/index.php>

○消費者庁now！（第7号）[PDF]

http://www.caa.go.jp/information/infosend/pdf/07_now120628_2.pdf

○景品表示法とは・・・

正式には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）といます。

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html#m01>

○消費者庁リコール情報サイト（新規登録情報一覧）

<http://www.recall.go.jp/new/>

○消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

★自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

この度の災害において、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

自然災害が発生した後は、それに便乗した悪質商法の事例が過去の災害時に報告されています。手口は様々で、被災地域だけでなく周辺の地域でも発生しています。災害に便乗して高額な料金を請求するような悪質な商法に十分ご注意ください。「災害時だから」などと言葉巧みに契約などを急がされても、すぐに契約をしないように十分気をつけましょう。

義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は確かな団体を通して送るようにしてください。振込口座がその団体の正規のものであることも確認してください。

【便乗商法の例】

- 自治体の職員や契約業者を名乗り、家屋の無料点検と言って床下を点検し、「基礎にひびが入っている」「配管がずれて水漏れしている」「このままでは家が倒れる」などと言って不安を煽り、不必要で高額な工事契約を結ばせる。なかには、わざと設備を壊して工事契約を結ぶ業者もいる。
- 自治体の職員や契約業者を名乗り、水質の無料点検と言ってコップに水道水を取った後、持参した薬剤を入れてわざと水を変色させ、「水質が悪化していて、このまま飲み続けるとガンになる」などと言って、高額な浄水器を取り付ける。
- 「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約を勧誘する。
- 「損傷した屋根に、ボランティアでブルーシートをかけている」と言って訪問し、その後「応急処置が必要な箇所がある」「ブルーシートをかけるより、今すぐ補修した方がいい」と不安を煽り、契約を急がせる。
- 「清掃に来ました」「何か困っていることはありませんか」などと、無料サービスを装って近づき、後で法外な料金を請求する。
- 「被災地に送るために、ボランティアで古い布団を集めている」と訪問し、布団を寄付した人に「いい布団なのでもったいない。打ち直しをした方がいい」と高額な布団のリフォームを勧誘する。

【義援金詐欺の例】

- 日本赤十字社や中央共同募基金会の名を騙り、担当者個人と称する銀行口座に義援金を振り込む依頼のハガキや電子メールを送りつける。
- 公的機関を思わせる名称を用いて、自宅を訪問したり、ハガキを送るなどして義援金名目のお金を求める。

【保証金詐欺の例】

- 「家屋の補修費、当面の生活費などを貸し出すので返済保証金を入金してくれ」と保証金名目で入金させ、貸し出しをしない。

【アドバイス】

★ 被災した家屋の修繕を業者に依頼する場合は・・・

- ・親戚、友人、知人などに相談し、信頼できる業者を選びましょう。
- ・事業者の名称・住所・連絡先・担当者の氏名などを確認しましょう。
- ・できるだけ複数業者から見積りを取り、妥当な価格かどうか確認しましょう。
- ・訪問販売で勧誘を受けた場合も、その場ですぐ契約せずに、慎重に検討しましょう。
- ・家屋消毒・害虫駆除、床下換気扇取付け、電気・ガス・水道設備点検等も同様です。

★ 寝具や家財道具などの訪問販売を受けた場合は・・・

- ・今本当に必要なものか、価格は妥当かどうか慎重に検討しましょう。
- ・強引、執拗な勧誘を受けても、不要な場合は、はっきり断りましょう。

★ もしトラブルに巻き込まれてしまったら・・・

- ・訪問販売による契約は、契約内容を記載した書面を受領してから8日以内であれば、書面により「クーリング・オフ（契約の解除）」ができます。
- ・クーリングオフの結果、事業者は無償で原状回復することが求められます。工事が終了してしまっただけからといってクーリングオフができなくなるわけではありません。
- ・困ったら、早めに最寄りの消費生活相談窓口（消費生活センター）、大分県消費生活・男女共同参画プラザに相談しましょう。

★大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）電話：[097-534-0999](tel:097-534-0999)

★最寄りの市町村の消費生活相談窓口 ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

【参考】震災に関する消費生活情報（相談情報とアドバイス）〔国民生活センター〕

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sn-20110314_sjoho.html

【消費者庁の情報】

○松原内閣府特命担当大臣記者会見要旨（7月20日、於：警察庁第4会議室）

http://www.caa.go.jp/action/kaiken/d/120720d_kaiken.html

○消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定）

消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定、平成24年7月20日一部改定）

<http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/120720keikaku.pdf>

〔参考〕消費者基本計画（新旧対照表）

◇◇◇ アイネス消費生活情報 No.070 2012.8.21 ◇◇◇

消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

※次回より、配信メールアドレスが iness.csm@pref.oita.jp に変わります。

○消費者力アップ講座「今さら聞けない 暮らしのあれこれ」(受講生募集のお知らせ)

毎日の暮らしを安心して楽しく過ごすことができるよう衣食住の知識や悪質商法の対処法などを気軽に学んでいただく消費者力アップ講座を開催します（申込期限：8月27日）。

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/259962_283782_misc.pdf

*座学講座 日時 第1回：8月30日（木）第2回：10月28日（日）10時～15時
会場 消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

*通信講座 期間 8月30日（木）～10月28日（日）〔自宅で学習〕

〔申込書〕 http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/259962_283770_misc.pdf

下記にアクセスすると、直接お申し込みできます。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=1FuRBgfk>

○夏の事故やトラブルにご注意ください（消費者庁）

節電や熱中症予防を意識して利用するグッズ（扇風機、冷感タオル、冷却シート）や、夏のレジャー等で利用するグッズ（花火、日焼け止め化粧品、日焼けマシンなど）について、注意事項をお知らせします。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120724kouhyou_1.pdf

★首掛け式の乳幼児用浮き輪を使用する際の注意について

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120727kouhyou_1.pdf

○子どもを事故から守る！プロジェクト（消費者庁）

子どもの事故の豆知識的な情報を伝えるメール「子ども安全メール from 消費者庁」を配信（毎週木曜日）しています。

登録はこちら → <http://www.caa.go.jp/m/pc/kodomo/mail/>（携帯電話用）

→ <http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/>（パソコン用）

○消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）

子どもから高齢者までの幅広い世代を対象に「消費者教育」（※1）を充実させることを盛り込んだ「消費者教育推進法」が、8月10日の衆議院本会議で可決・成立しました。

○携帯電話の「有料コンテンツ料金が未納」の通知が届いたら要確認！

有料コンテンツ料金が未納となっているとの通知が届いたが、信用できるかという相談がアイネスに寄せられています。架空請求と思い、連絡もしないでいると、以前の利用料金であったという事例もあります。有料コンテンツを利用する際の契約や支払いについてはよく確認しましょう。

【事例1】

音楽情報サイトの利用料として、債権回収通知が法律事務所から届いた。3年前の利用料3150円の請求書であった。携帯電話会社からの請求でなく、振込先は法律事務所になっていたため、怪しいと感じた。支払わなければいけないか？

◆アドバイス◆

◎公式サイトでの音楽情報やゲーム等を利用した場合、その利用料金は、携帯電話の通話料等と一緒に請求されます。しかし、何らかの理由で、携帯電話会社の基本料や通話料等が未納になってしまい、一定期間が経過すると、その後サイト料金については携帯電話会社からの請求と切り離されてしまいます。サイト運営会社は、その債権回収を法律事務所等に委託し、今回のような督促状が届いたようです。

◎料金の滞納やサイトを利用した覚えがない場合は、携帯電話会社に問い合わせをすることをお勧めします。また、請求のあった法律事務所や弁護士について疑問が生じる場合は、登録の有無などを弁護士会に確認しましょう。

◎この他、有料サイト利用料金の架空請求の場合もありますので、疑問が生じた時やトラブルがおきた場合は、できるだけ早く、お近くの市町村の消費生活相談窓口や大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）にご相談ください。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

○振り込め詐欺撲滅の標語・シンボルマークが決定しました！

○振り込め詐欺撲滅標語

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/261190_286558_misc.pdf

○振り込め詐欺撲滅シンボルマーク

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/261190_286559_misc.pdf

たくさんのご応募をいただき、ありがとうございました。

○平成24年10月から著作権法が変わります。販売または有料配信されている音楽や映像の「違法ダウンロード」は刑罰の対象となります。

10月から著作権法の改正に伴い、違法にネット上にアップロードされている映像や音楽をダウンロードした場合、刑事罰の対象となることがあり、2年以下の懲役、もしくは200万円以下の罰金が課せられます。「違法ダウンロード」にご注意下さい。

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>

〔政府広報：ラジオ番組音声配信〕

<http://www.gov-online.go.jp/pr/media/radio/bj/sound/20120929.html>

○借金問題（多重債務）でお困りの方 ひとりで悩まず、ご相談を！

県内4箇所（宇佐市、杵築市、九重町、由布市）で「借金・債務整理無料相談会」を開催します。弁護士、司法書士が相談に応じます。多重債務でお困りの方、この機会に専門家のアドバイスを受け、生活の立て直しを考えてみませんか？

相談は無料、事前予約制の先着順で、相談者の秘密は完全に守られます。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/syakkinnnsoudann.html>

【国民生活センターの情報】

○アダルト情報サイトの相談が2011年度の相談第1位に

～インターネットにアクセスできる機器すべてに注意が必要～

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120906_1.html

○思わぬ高額請求！ 移動販売の物干し竿購入トラブル

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen142.html

○次々出てくる換金困難な外貨通貨の取引トラブル

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120921_1.html

○子どもサポート情報 ～アダルトサイトの請求！ 携帯型音楽プレーヤーでも！？ ～

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mailmag/kmj-support55.html

○相談事例と解決結果

・無料チケットで施術を受けた消費者に対し高額な美容医療契約を締結させるクリニック

http://www.kokusen.go.jp/jirei/data/201209_1.html

○回収・無償修理等の情報

・ドクターシーラボ「美顔器【消費者庁の措置命令に基づく公示】」

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20120927_1.html

○「消費者力検定」を実施します！

・衣食住など日々の暮らしに関することから、消費者トラブルへの対処の仕方や地球環境問題まで、あなたの家事力や暮らし方などをチェックすることができます。

あなたの消費者力、試してみませんか？

・日時：平成24年11月11日（日）14時00分～

・場所：大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》2F大会議室

・コース・受験料

・基本コース 40問（50分） 1,900円

・一般コース 70問（80分） 2,800円

※上記受験料は団体受験料となっており、当会場で受験する場合のみ適用されます。

4つの選択肢から1つを選ぶマークシート方式です。得点に応じ、1～5級の級認定を行います。

・申込期限：平成24年10月30日（火）必着

・詳しくは大分県庁HP ↓

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/24syouhisaryoku.html>

○「買え買え詐欺」にご注意！

金融商品に関する相談では、未公開株などの詐欺的な儲け話のトラブルが高齢者を中心に増えていますので注意しましょう。

（事例）・自分には購入する資格がないので代わりに申し込んでほしいと誘う【代理申請型】

・消費者を脅して強引に申込みや金銭の払い込みをさせる【恫喝型】

・郵送や手渡しで支払わせる【口座振込み回避型】

・自宅等不動産を担保に借金させて全財産を奪い取ろうとする【根こそぎ型】

★アドバイス

1 自分が持っていない金融商品や権利について「買い取るから利益になる」などと、他社と契約させようとする話には絶対に耳を貸さないこと。

2 絶対にお金を渡さずに、すぐに消費生活センターに相談すること。

3 周りの人も高齢者がトラブルに遭っていないか気を配ること。

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kaekaesagi.html

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20121004_1.html

【日本証券業協会】 未公開株・社債等の勧誘にはご注意ください！

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alerts01/mikoukai/index.html

○悪質訪問販売業者に3ヶ月の業務停止命令を行いました。

県は11月27日、福岡県久留米市の布団訪問販売業者「ダイシンこと井口大輔」に対し、特定商取引に関する法律に基づき、業務停止3ヶ月の行政処分を課しました。

ダイシンは高齢の消費者宅を訪問し、「布団をみせてください」「いらぬ布団があったら売ってください」等と販売目的を告げずに売買契約の締結について勧誘し、消費者が断っても勧誘を続けたうえ、虚偽の説明をして消費者に商品を販売していました。

県や市町村の消費生活相談窓口には、平成21年度以降、15件の相談が寄せられています。相談者は75歳から89歳の高齢者で、契約額は平均368,000円でした。

今回の法に基づく業務停止命令は、大分県、福岡県、佐賀県の3県が連携して同時に行いました。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/tokusyousyobunn.html>

【悪質事業者の被害に遭わないためには】

- ①訪問目的を確認せずに家に上げないこと。
- ②不要ならば、「いりません」とはっきりと断ること。
- ③しつこい勧誘には、警察へ通報すること。
- ④契約してしまっても、クーリング・オフ期間内であれば、原則として解約できるので、早めに消費生活相談窓口にご相談すること。

【クーリング・オフってなに？】

クーリング・オフは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間内であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html

○平成24年度上半期消費生活相談の概要をまとめました。

平成24年度（4月～9月）に消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」が受け付けた消費生活相談件数は1,912件で、前年度同期比15.8%（360件）減でした。

「デジタルコンテンツ」（インターネットのサイト関連のトラブル）に関する相談が最も多く、「サラ金・ヤミ金」（多重債務等）の相談は減少しているものの、依然として2番目に多くなっています。高齢者では「ファンド型投資商品」の相談が急増しています。

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi/24kamikisoudann.html>

○高額な賞金が当選したとうたった「海外宝くじ」に要注意！

海外宝くじのダイレクトメールが届いたという相談が、県内の消費生活相談窓口によく寄せられています。

【事例】中国からエアメール「当選金獲得通知書」が届いた。「海外宝くじに当選した。1億円受け取る資格がある。」と書いてある。受取手数料が必要であるため、クレジットカードの番号を書いて申し込んだところ、毎月5千円引き落とされているが、当選金は振り込まれないため、解約したい。

◆アドバイス◆

- 海外宝くじを国内で販売したり、購入したりすることは違法です（刑法187条）。
- 事例のように、クレジットカード番号を教えてしまうと、引き落としが継続されます。中止しようとしても相手方との連絡が取れず、カードの解約に至るケースもあります。絶対に教えないようにしましょう。また、支払った手数料の返金を求めても、相手方と連絡が取れず、被害の回復は大変困難です。
- 海外宝くじのような海外からの郵便物は受取拒否ができません。また、海外宝くじのダイレクトメールを止めることもできないため、届いたら廃棄しましょう。
- 申し込んでもいないのに、「くじ」に当選することはありません。「当選確実」をうたっているものもありますが、当選が確実な「くじ」は存在しません。
- トラブルが生じた場合は、できるだけ早く、お近くの市町村の消費生活相談窓口や県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）にご相談ください。

《回収・無償修理等の情報》

- 自動車のリコール・不具合情報（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/index.html>
- 医薬品等の回収関連情報（厚生労働省）
<http://www.info.pmda.go.jp/kaisyuu/menu.html>
- リコール情報・ポータルサイト（消費者庁）
<http://www.consumer.go.jp/recall/index.html>
- 回収・無償修理等の情報《商品分類別・新着順》（国民生活センター）
<http://www.kokusen.go.jp/recall/recall.html>

【消費者庁の情報】

- 九州電力株式会社による電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会への参加募集
http://www.caa.go.jp/information/kyuusyuu_kan_1.html
- 消費者安全法の重大事故等に係る公表
 - ☆娯楽サービス（ボールプール）による負傷事故等
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121206kouhyou_2.pdf
 - ☆石油ストーブの火災事故等
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121129kouhyou_1.pdf

○内職や副業を探していたら・・・「確実に儲かる」話には要注意！

アイネスにはインターネットで購入した情報商材（※）に関する相談が寄せられています。「必ず利益になる」と書かれていたのに収入が得られない、また、「必ず〇〇になる」とうたった美容情報等の効果がないといったトラブルが目立っています。注意しましょう。

（※）情報商材・・・一般的にインターネット等を通じて売買する「情報」のこと

【事例】

インターネットで内職を探していて、「指示されたとおりに作業するだけで、確実に収入が得られる。」という情報商材を見つけた。返金保証があり、作業がうまくいかない時は返金されると思い、購入代金3万円を振り込んだ。しかし、作業には多大な時間がかかり実現不可能だと分かったため販売者に返金を求めたが、「返金保証の条件を満たしていないから返金できない。あなたのやり方が悪い。」と言われ、全く対応してくれない。

【アドバイス】

- ◎このような情報商材は購入するまで作業内容等が分からないことが多く、考えていたものと違うケースが見られます。「確実に儲かる」「自宅で簡単に収入が得られる」など利益が確実といった断定的な表現が多いようです。簡単に儲かる話はありません。情報商材の購入は、広告に注意して慎重に検討しましょう。
- ◎返金保証があっても条件を満たすのが非常に困難である場合や、条件を満たしていても販売業者が全く応じない場合もあります。契約する前にしっかり確認しましょう。
- ◎購入する前には、販売業者の連絡先等も確認しておきましょう。
- ◎疑問が生じた時やトラブルがおきた場合は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口や県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）にご相談ください。

○中央省庁からの情報（国民生活センター）

各府省等ホームページの掲載情報から、消費者の生活にかかわる情報をお知らせします。

http://www.kokusen.go.jp/g_link/gyosei.html

○事故等原因調査の申出を受け付けています（消費者庁）

消費者の生命又は身体被害に関わる消費者事故等について、被害の発生又は拡大の防止を図るため、事故等原因の究明が必要だと思料する場合に、消費者安全調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができます。この申出は、消費者事故等の被害者だけでなく、個人、法人を問わず誰でも行うことができます。

<http://www.caa.go.jp/csic/action/index.html>

■ **大人の知らない間に子どもが利用・・・オンラインゲームのトラブルに注意！**

「親の知らない間に子どもが購入したオンラインゲームのアイテム代金を、カード会社から請求された」等という相談が寄せられています。

【事例】

(1) 子どもが大人のクレジットカードを無断で利用したケース

カード会社から身に覚えのないオンラインゲーム利用料約20万円を請求された。孫が私の財布からカードを抜き取り、カード番号等を登録したようだ。支払免除してもらえないか。

(2) 子どもが大人の携帯電話・スマートフォンを利用したケース

スマートフォン購入時に、ゲーム配信サービスサイトにID登録し、クレジットカードも登録した。息子が有料ゲームをダウンロードして1万円請求されたが、息子の話では、ダウンロード時にカードの暗証番号は不要だった。納得できない。

(3) 利用方法等の話し合いや仕組みの理解が不十分なケース

息子がタブレット端末を購入し、音楽をダウンロードしたいと言うのでクレジットカード番号等を伝えた。ところが、カード利用明細に息子のオンラインゲーム利用料約10万円が記載されていた。高額請求で困っている。

(4) 子どもが思わぬ決済方法を利用したケース

息子にサイト内無料ゲームを使わせていたが、カード利用明細に数十万円の料金が記載されていた。確認すると、サイトと別のゲーム会社が提携し、サイトのIDがあれば提携先の有料ゲームができるとのこと。息子には有料ゲームの利用を許可していない、取り消したい。

【アドバイス】

- 1 子どもにオンラインゲームを利用させる場合は、利用方法等を十分に話し合うこと。
 - 2 クレジットカードや情報の登録サイトID等の管理には細心の注意を払うこと。
 - 3 大人の携帯電話やスマートフォン、会員登録したIDを未成年者には利用させないこと。
 - 4 オンラインゲームの内容や課金の仕組み、利用する機器の機能を十分に確認すること。
 - 5 トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センターに相談すること。
-

■ **地域消費者フォーラム（日出会場）のお知らせ**

私たち消費者にとって日常生活に欠かせない「食」。中でも日本の食文化である「発酵食」について気軽に学んでいただく「地域消費者フォーラム」を開催します。

*日時：1月22日（火）10時～12時 *場所：日出町中央公民館

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/tiikiforamu.html>

■ **クリックしただけで、いきなり料金請求する「ワンクリック請求」に注意！**

パソコンや携帯電話で、「無料」と書かれたサイトの「20歳以上」のボタンを押したら、「登録ありがとうございます」と表示され、高額な料金を請求された、パソコン上の請求画面が消えないといった「ワンクリック請求」の相談が後を絶ちません。

また、無料占いサイト・ゲーム・アニメ・無料小説サイトなどを閲覧していたところ、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続されて、高額の請求を受けるといった事例もあります。手口が多様化・巧妙化していますので注意しましょう。

【アドバイス】

1 「無料」だからと、不用意にアクセス・クリックしないこと

サイトの利用が「無料」と誤解させ、クリックするだけで「登録」となることがあります。最初に有料か、無料か、利用規約はあるのか等を確認しましょう。送信者名・内容に心当たりがないメールに書かれたHPアドレスにはアクセスしないことが大切です。

2 あわてて業者（表示された連絡先）に連絡しないこと

業者と連絡を取ることは、新たな個人情報を知らせることになるので避けてください。

3 利用料金の請求を受けても、言われるがままに支払わないこと。

悪質な業者は、様々な手口で消費者を不安にさせようと請求しています。「登録になりました」と表示されても、そもそも契約が有効に成立しているとは限りません。

業者から請求されても安易に支払わないで、市町村の消費生活相談窓口や県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）にご相談ください。

4 できるだけ記録を残すこと

サイト名やURL、画面、利用規約などをデータで保存（印刷）しておきましょう。トラブルに巻き込まれた時の重要な資料になります。

■ **お持ちではありませんか？ ～未対応の無償改修・回収等対象製品～**

製品事故の未然・拡大防止のため、事業者により製品の無償改修等が行われることがあります。消費者庁では、無償改修等が行われている製品について、リコール情報サイトで情報提供しています。皆様の御家庭にも該当製品があるかもしれません。該当製品をお持ちの場合は、直ちに使用を中止し、事業者にご連絡してください。

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130116kouhyou_3.pdf

■ **さまざまな悪質商法に気をつけましょう！**

【事例1】健康食品

「注文のあった健康食品を代金引換で送る」と電話があった。「注文していない」と断ると、「確かに注文している。支払わないと訴える」と脅され、翌日商品が届いた。

【アドバイス1】

消費者が承諾していないにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられた場合には、支払義務はなく、受け取る必要もありません。

【事例2】投資用マンション

投資用マンション購入の勧誘電話が職場や自宅に頻繁にかかる。断ってもかかってくる。

【アドバイス2】

平成23年10月1日に施行された改正宅地建物取引業法施行規則で、契約しない旨の意思表示をしている相手へ勧誘を継続することや、迷惑を覚えさせるような時間の電話、または訪問による勧誘は禁止されました。

【事例3】魚貝類

電話勧誘販売でカニを買わされた。しつこく言われて断れなかったが、断りたい。

【アドバイス3】

生鮮食品でも、電話勧誘販売で契約した場合は、特定商取引法に基づき「法律で定められた事項が書かれた書面（法定書面）を受け取った日」から8日以内であれば、クーリング・オフができます。また、特定商取引法では、電話勧誘販売で勧誘を拒否した人への継続勧誘や再勧誘は禁止されています。

【事例4】短歌・俳句の新聞掲載

「上手な俳句ですね。雑誌に掲載しませんか」と電話があり、掲載料が85,000円と高額で不審に思い断ったが、後日、申込書や振込用紙等が届いた。

【アドバイス4】

勧誘を断っているにもかかわらず振込用紙が届いた場合は、契約は成立していないので代金を支払う必要はありません。

★被害にあわないために★

- ⇒ 「いりません」、「興味ありません」、「もう電話をかけないでください」とはっきりと断りましょう。業者名や連絡先も確認しておきましょう。
- ⇒ 事業者のうまい話をそのまま信じてはいけません。一旦電話を切って、家族や知人に相談し、自分でも調べるなど時間的な余裕を持ちましょう。

⇒ 「高値で買い取る」などの言葉を信じて、こちらから事業者に電話をかけることは絶対にしないでください。

★契約をやめたい時★

- ⇒ 電話による勧誘でも、契約した商品やサービスによって適用される法律が異なります。
- ⇒ 取引の種類によってはクーリング・オフできる場合があります。
- ⇒ クーリング・オフ期間が過ぎていたり、クーリング・オフできない契約でも、事業者のセールストークや勧誘方法に問題がある場合は、契約の無効や取消ができる場合があります。まずは、お住まいの市町村の消費生活相談窓口、または県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）に相談してみましょう。

■ 中央省庁からの新着情報（国民生活センター）

各府省等ホームページの情報から、消費者の生活にかかわる最新情報をお知らせします。

http://www.kokusen.go.jp/g_link/gyosei.html

■ 消費者庁リコール情報サイト

PCから <http://www.recall.go.jp/>

携帯から <http://www.recall.go.jp/m/>

リコール情報メールサービス登録アドレス（PC用、携帯用）

<http://www.recall.go.jp/service/register.html>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口 ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

- ◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）
 - ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
 - ・相談電話：097-534-0999

- ◇消費生活特別相談
 - ・受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
 - ・相談電話：097-534-0999

- ◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）
 - ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。

・申込先 → iness.csm@pref.oita.jp（メルマガ専用アドレス）

■ **悪質な『押し買い』規制が始まりました（改正特定商取引法の施行）**

訪問業者が「鑑定してあげる」などと言って、貴金属などを強引に安く買い取る悪質商法『押し買い』を規制する改正特定商取引法が、2月21日に施行されました。金の価格高騰を背景に、高齢者を中心に急増する被害を防ぐのがねらいです。

★消費者庁HP：<http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m05>
http://www.caa.go.jp/trade/pdf/130218legal_2.pdf

【法改正のポイント】

- * 売り主の依頼がない飛び込みの訪問勧誘（不招請勧誘）やしつこい勧誘などの禁止
- * 8日間のクーリングオフ制度の適用
- * クーリングオフ期間中は目的物の引渡しの拒絶が可能
- * 訪問購入における契約書面交付の義務化
- * 規制対象外の商品・・・大型家電、家具、自動車、本・CD・DVD等、有価証券

【個人でできる対策】

⇒ **相手を確認する！**

不意に業者の訪問を受けた場合は、業者名・所在地・電話番号の確認、「許可証」の提示を求め、相手を確認すること。（古物営業法により都道府県公安委員会の許可を受けた古物商は「許可証」の携帯が義務づけられている）

⇒ **家に入れない、一人に対応しない！**

強引な訪問買い取り業者は、一度家に入れると長時間居座り、言葉巧みに契約を結ぼうとするので安易に家に入らず、家族や近隣者に同席してもらうなど複数で対応すること。

⇒ **きっぱり・はっきり断る！**

買い取ってもらう意志がない場合は、毅然とした態度できっぱり・はっきり断ること。

■ **入札のたびに手数料がかかる『ペニーオークション』のトラブルに注意！**

『ペニーオークション』では人気のゲーム機、デジタルカメラ、家電などが一般的な販売価格に比べて、はるかに安い価格で落札できるよううたい文句で出品されています。

『ペニーオークション』は、入札額が小刻みでリアルタイムに変動するため、短時間の入札に熱中する余り、手数料だけが積み重なります。落札できても、入札手数料と落札価格を合計すると、高額になることがあります。落札できなければ、積み上げた入札手数料は全て無駄になってしまいます。

しかも、落札価格をつり上げるための“サクラ”の存在が報じられたり、出品の実態が疑わしいケース、落札価格の操作が疑われるケースなどもあるようです。

オークションなので、確実に落札できるとは限りません。よく考えて利用しましょう。

■ 消費生活相談員（非常勤嘱託）募集のお知らせ

大分県消費生活・男女共同参画プラザでは、消費生活相談員を募集しています。

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/uploaded/life/268679_302536_misc.pdf

■ 消費生活安心ガイド（経済産業省に寄せられた相談の事例紹介）

<http://www.no-trouble.go.jp/#1300000>

■ 情報セキュリティ安心相談窓口（独立行政法人 情報処理推進機構〔IPA〕）

<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>

【よくある相談と回答】

ワンクリック請求： アダルトサイト等の登録/請求画面の表示が消えない。

コンピュータウイルス： ウイルスに感染したというメッセージが表示される。

偽セキュリティソフト： 嘘の情報を表示して有料のソフトの購入をあおる。

ファイル共有ソフト： ファイル共有ソフトを使っていて情報漏えいした。

メール関係： 迷惑メール、ウイルスメール、標的型攻撃メールなど

オンラインゲーム： オンラインゲームのアイテムが知らぬ間に無くなった。

■ 中央省庁からの新着情報（国民生活センター）

各府省等ホームページの情報から、消費者の生活にかかわる最新情報をお知らせします。

http://www.kokusen.go.jp/g_link/gyosei.html

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆市町村の消費生活相談窓口 ↓URL

*2月1日に、竹田市消費生活センターが新たにスタートしました！

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

・受付時間：月～金曜日（祝、休日を除く）9：00～17：30

・相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談

・受付時間：日曜日（第3日曜を除く）13：00～16：00

・相談電話：097-534-0999

〔重大製品事故情報〕

■ **リコール製品で火災の疑い（TDK株式会社製の加湿器KS-500H）**
ー直ちに使用を中止してくださいー

TDK株式会社は、平成25年2月8日に発生した長崎市のグループホームでの火災死亡事故について、同社の加湿器（KS-500H）が火元であった可能性が高いと発表しました。この製品は、同社が従来より製品回収を行っていたものです。事業者によれば、この発表後、同月24日までに少なくとも225台（リコール対象4機種合計）の未回収品の所在が明らかになったとのことですが、まだ多数の未回収品が残っています。

回収対象製品を知らずに使い続け、事故が発生するおそれがあります。当該製品をお持ちの場合は、直ちに使用を中止し、同社まで御連絡ください。

★消費者庁HP：http://www.caa.go.jp/safety/pdf/130225kouhyou_1.pdf

【TDK株式会社の問合せ先】

加湿器お客様係 電話番号：0120-604-777、0120-917-137
（3月10日（日）まで受付）

受付時間：9時～19時（土・日・祝日も含む。）

■ **お持ちではありませんか？ ～未対応の無償改修・回収等対象製品～**

製品事故の未然・拡大防止のため、事業者により製品の無償改修等が行われることがあります。消費者庁では、無償改修等が行われている製品について、リコール情報サイトで情報提供しています。皆様の御家庭にも該当製品があるかもしれません。該当製品をお持ちの場合は、直ちに使用を中止し、事業者に連絡してください。

★消費者庁リコール情報サイト★

PCから <http://www.recall.go.jp/>

携帯から <http://www.recall.go.jp/m/>

リコール情報メールサービス登録アドレス（PC用、携帯用）

<http://www.recall.go.jp/service/register.html>

〔消費者安全法により通知された重大事故情報〕

■ **次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」をお持ちの方は直ちに使用を中止してください。**

■ スマホ（スマートフォン）のトラブル急増！

アイネスには、スマートフォン（多機能携帯電話）に関する相談が寄せられています。通話機能のほか、パソコンのように多様なウェブサイトアクセスしたり、アプリケーションソフト（アプリ）をダウンロードし、利用者が機能を追加できるスマホの普及が進んでいます。一方でスマホの特性について、消費者の理解が十分でないまま、従来の携帯電話の延長線上で利用してトラブルになるケースが発生しています。注意しましょう。

【事例1】修理に出しても不具合が続く。

【事例2】メールやインターネットをあまり利用していないのにパケット（通信）料金が上限額になる。

【アドバイス】

- ⇒どのような時に不具合が起きたかを確認しておきましょう。
- ⇒修理に出しても不具合が続き、契約した通信会社から「機器に問題がない」と言われた場合、原因はアプリの影響であることが多いようです。アプリの内容をよく理解しないまま、むやみにダウンロードしないようにしましょう。
- ⇒スマホは従来の携帯電話と違い、アプリの更新など常に基地局と通信しています。また画面も大きく鮮明なのでデータ通信量が多くなり、思いもよらず高額なパケット料金を請求されることがあります。料金プランをよく検討しましょう。
- ⇒アプリが無料の場合でも、アプリの中で使用するアイテムが有料の場合があります。事前に金額の表示をよく確認しましょう。
- ⇒テレビCMなど広告のイメージだけで判断せず、機能の特徴を十分踏まえて自分の利用目的に合った商品を選択しましょう。
- *トラブルが生じた場合は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口やアイネス（県消費生活センター）に相談しましょう。

■ リコール製品を使い続けると、事故が発生するおそれがあり、大変危険です！

リコール製品をお持ちの場合には、まず使用を中止し、交換・点検・修理等の内容をご確認ください。事業者の問い合わせ先については、消費者庁ホームページの「リコール情報サイト」から検索できます。

★消費者庁HP リコール情報サイト：PCから <http://www.recall.go.jp/>
携帯から <http://www.recall.go.jp/m/>

◎事故原因が製品に起因していた重大事故：91件（平成24年1月～平成25年1月）

【製品名】IH調理器、椅子（乳児用）、腕時計、エアコン、エアコン（室外機）、屋外式（RF式）ガスふろがま（LPガス・都市ガス用）、屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器

■ **直管形LEDランプの間違った接続にご注意を！（政府インターネットテレビ）**

省エネ・節電対策として、白熱灯・蛍光灯などをより節電効果の高いLEDランプに取り替える方が増えています。しかし、誤った製品を購入してしまったり、その取付方法を間違えて使用すると、思わぬ事故につながるおそれがありますので注意しましょう。

★内閣府HP：<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7625.html?t=46&a=1>

★経済産業省HP（製品安全ガイド）：http://www.meti.go.jp/product_safety/

■ **介護ベッド・電動車いすの事故を防ごう！（政府インターネットテレビ）**

体力の弱ったお年寄りや体の不自由な方の生活をより快適にするための福祉用具で、思わぬ事故が起きています。介護ベッドでは、手すりやすき間に首や腕・足を挟み込んだり、電動車いすでは、運転操作ミスで、舗装されていない道路で転倒したり、あぜ道の側溝に転落して死亡に至るケースもあります。適切な機器を選び正しく使用しましょう。

★内閣府HP：<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg7269.html?t=46&a=1>

★医療・介護ベッド安全普及協議会HP：

「介護ベッドここが危ない!! あなたの介護ベッドに危険なすき間が潜んでいる？」

<http://www.bed-anzen.org/use/index.html>

★電動車いす安全普及協会HP：<http://www.den-ankyo.org/index.html>

■ **自動車のリコール・不具合情報（自動車不具合情報ホットライン）**

車の不具合情報をお寄せください。皆様の声は、メーカーがリコールしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用します（フリーダイヤル：0120-744-960）。

★国土交通省HP：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/index.html>

■ **定期郵便貯金をお持ちですか？・・・満期後20年経過で権利消滅に**

郵政民営化前（平成19年9月30日以前）に預けた定期郵便貯金は、満期後、長期間（20年2か月経過しても）払戻しの請求がない場合は、払戻しの権利が消滅し、払戻しができなくなってしまいます（郵便貯金法第29条）。払戻しの手続きはお早めに。